

小倉りえこの質問及び、区長・教育長からの答弁全文

質問項目：

【がん対策・健康対策の推進】

在宅緩和ケア支援センターについて
区内企業への啓発及び民間活力の活用について
東京2020大会に向けた健康対策について

【地域包括ケアシステム】

2025年問題、2035年問題について
地域包括ケアシステムの推進と加速の可能性について

【施設整備に伴う用地取得】

国公有地以外の用地取得の可能性について

【商店街振興】

外国人観光客の商店街の取り込みについて

* 一般質問とは、区議会定例会の場において、議員が区政に関して広く説明や報告を求めたり、将来に対する考え方等を区長と教育長（教育関連の場合）に質問することです。

質問（小倉りえこ）：

平成28年第3回定例会におきまして、自民党議員団のひとりとして鈴木たかや議員に続き、武井区長並びに小池教育長に質問をさせていただきます。

まず、港区のがん対策・健康対策の推進の中で、みなと在宅緩和ケア支援センターについてお伺いいたします。在宅において、療養や治療を継続する患者とその家族を支援するための拠点とされている在宅緩和ケア支援センターは、これからの日本が直面する超高齢化社会や訪問診療、看護などの医療資源の不足に耐えうる環境の構築に、必要不可欠な施設です。港区においても、みなと在宅緩和ケア支援センターが来年度に開設される予定となっており、行政の在宅での療養支援に対する関心が非常に高いことだけではなく、必要としている区民への配慮が形になって表れるものと考えています。

緩和ケア事業はこれからの地域医療機能の推進という大きな役割を担います。港区が進める在宅緩和ケアは、現在のところがんに特化した支援であると聞いています。在宅での治療や新薬治験の情報、個別相談、家族へのレスパイト事業など相談、交流、普及啓発、調整、人材育成の5つの機能を持つ非常に重要な役割を持った施設です。在宅緩和ケア支援センターは、これからの港区の地域医療体制の基礎となることから、その整備には大変期待をしているところです。

一方、緩和ケアについては都内でも多くの病院が実施し、その内容としては、がん経験者などが医療従事者とは異なった視点から患者の支援を行うピアサポートや、患者同士が集える場であるサロンの設置などが行われています。また、区内には4か所のがん診療の拠点となる病院があり、それらの病院においても患者への相談や情報提供などが行われており、医療機関においてもがん患者を支援する環境の整備が進んでいる状況です。

そこで2点質問させていただきます。区長の目指す在宅緩和ケア支援センターではこれらの医療機関が行っている支援とはどのような点で異なるのか、それによりどのような点で区民サービスの充実に繋がるのかお伺いいたします。

これまでの緩和ケア支援は医療機関の中で実施されることが多く、院外における地域の医療・福祉連携が課題とされてきました。港区では行政が施設を開設することで、他の地方自治体では例を見ない新しい都市型の地域連携モデルが構築されるのではないかと期待しています。しかし、開設後の運営や事業について、港区がどのようなリーダーシップを取るかによってアウトカムは大きく異なります。連携といっても、単に医療・福祉機関や企業などと協定を締結するだけを推進するべきではありません。重要なのは自治体の強みを活かした、戦略ありきの視点です。

そこで質問いたします。区が考える課題解決に向けた医療・福祉機関や研究機関、企業との連携の進め方とその連携による効果について、区長のお考えをお聞かせください。

次に区内企業へのがん啓発についてです。

がん対策については予防、治療研究、そして共生の3つの柱が厚生労働省によって打ち出され、どのように推進されるかは各地方自治体の実情に合わせた手腕が求められています。先ほど述べましたみなと在宅緩和ケア支援センターも含め、健康管理を担う部門を中心とした行政のリーダーシップ発揮を改めてお願いいたします。がん対策を自治体が推進していく上で、自治体単独で可能なこと、単独では難しいことなど、様々な課題を抽出し解決しなければなりません。

とりわけがん患者が地域で生活していくためには治療と生活、治療と就労、そして治療と周囲の深い理解が何よりも必要です。それにはまず行政として何が問題であるのか認識を深めること、自ら率先して共生ができる職場環境を作ること、そして区内企業へ向けた啓発を視野に入れた取り組みが、これからの未来に必ず求められていきます。がんに罹患したから、がん患者だからと差別をしなくとも、無意識に区別をしてしまうかもしれません。がん共生の風土というものをどこよりも早く、そして積極的に確立していくことも健康対策なのではないかと考えます。

その中で離職予防や職場復帰支援など、がんとの共生を理解する文化づくりを推奨する方法も模索するべきではないでしょうか。そこで質問いたします。行政が積極的に民間企業へ向けた啓発を促す、また、がん対策に民間の活力を活用する取り組みについて、区長のお考えをお聞かせください。

次に東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対策についてです。

東京2020大会は健康対策や公衆衛生コントロールの大きなチャレンジです。オリンピックは7月下旬、パラリンピックは8月下旬から開催されることは、近年温暖化とそれに伴う熱中症を始めとした、日本特有の高温多湿の天候が心配されています。環境省では、競技会場の予定地周辺に気温や湿度を計測する機器を試験的に導入したり、東京の夏に不慣れな観光客への熱中症への注意喚起や情報提供を行うとしていますが、トライアスロンを主としたオリンピック・パラリンピック競技をホストし、ホテル等の宿泊施設の多い港区としても、多方面にわたる連携を念頭に置いた対策が必要です。昨年、平成27年度に消防庁が関わる救急業務のあり方に関する検討会において、大規模イベント時の外国人に対する救急業務の調査が報告されました。

2000年以降に開催されたオリンピック・パラリンピック大会期間中、シドニーとロンドンにおいては民間の救急搬送サービス組織と連携したこと、救急時の多言語対応においても通信対応でシドニー大会では55言語、北京大会では44言語、そしてロンドン大会では150言語で行ったことなど、医療対応においても大規模展開で健康問題がサポートされました。ロンドン大会を手本にするとされる東京大会ですので、これらと同等、またはこれ以上のリソースを港区からも必要とされる可能性もあるのかもしれません。

東京2020大会の期間中、競技会場以外での患者発生対応、外国語対応、医療機関への協力依頼等、限られた資源の中で港区が取り組むべき課題が多々あります。また、検討すべき課題は熱中症を含む高温対策だけではありません。

感染症や食品の取り扱いのような保健衛生に関する対応もあれば、台風やゲリラ豪雨を含む天候変化に伴う対策など、防災安全対策も必要と考えられます。港区としても、何年も前から注意喚起や情報提供を含めて取り組むべきことと認識されていることです。また、ブラジル大使館の文化スポーツ担当参事官を訪ね、文化プログラムやオリンピック教育について意見交換をする機会がありました。その際、スポーツ普及だけがオリンピック教育だけではないと話がありました。スポーツを通じた健康、予防医学、健康一般に関わる啓発を行う絶好の機会でもあるとのことでした。

そこで3点質問いたします。東京2020大会を控え健康対策を進めるためには、外国語対応や災害対策など、様々な部署が複雑に関連している課題を全庁的に連携して解決する必要があると思いますが、港区はどのように取り組んでいくのでしょうか。健康対策や公衆衛生などの、生命に直結する健康危機管理対策にどのように対応していくのでしょうか。そして区立小中学校におけるオリンピック教育の中に健康教育も含めることについて、区長・教育長のお考えをお聞かせください。

次に地域包括ケアシステムについてです。

平成30年4月から本格的に全国で地域包括ケアシステムの運用が始まります。地方自治体によってはこの1～2年を検討に費やし、本格運用の1年前からモデル事業を開始するところが多く、港区も同様のスケジュールで事業が進められています。地域包括ケアとは、国が定めるところの『2025年（H37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する』という概念を持った新しい地域医療モデルです。切れ目のない医療や介護を住み慣れた地域で提供し、その上で厚生労働省は地域の特色を最大限に考慮すべきとしています。あまりにも漠然としすぎた地域医療システムをゼロから作り上げるべく、どれだけ大変なものか行政のみなさんの日々の奮闘に頭が下がります。

そもそも国の目標とされている2025年（H37年）は『団塊の世代と呼ばれる層が75歳以上の後期高齢者となる』時期です。人口が急増することで医療費や介護費など、社会保障費が跳ね上がるという懸念が2025年問題と呼ばれています。3月に発行された『港区まち・ひと・しごと創生総合戦略』においても、2025年には港区内でも後期高齢者人口が前期高齢者人口より大きく差が開くという推計が出ました。

先日、長寿の集いがあり、今年の港区内の75歳以上のシニア層は2万1000人であるということでした。2025年の推計は2万6000人を超えます。また医療従事者の間ではその10年後の2035年問題と呼ばれる危機をどう乗り越えるかが深刻な課題とされ、全国で検討されています。2025年は団塊の世代が後期高齢者へ、2035年はその後期高齢者人口が日本の平均死亡年齢に達する時期です。医療資源が限られているからこそ、急性期・慢性期、そして何よりも看取りの対応をどのようにするのか、非常に深刻な課題が待ち受けています。このような背景があまり表に出ないこともありますが、地域包括ケアシステムはこれらの基礎とするべく取り組まなければならない最重要課題と考えています。

そこで質問いたします。2025年問題、2035年問題を踏まえ、人口が増加し続ける港区における地域包括ケアに対する区長のビジョンをお聞かせください。

地域包括ケアシステムの構築は今までも様々な機会でも話題として取り上げられてきました。切れ目の無い安心した医療介護の体制を作る、生活支援を一体的に提供するという抽象的な全体像から、どれだけ港区の実情に合わせ具現化した策を講じてもらえるのだろうかを期待していました。だからこそ議会でも積極的に取り上げ、推進の後押しになればと応援もしてきましたつもりです。

昨年より地域包括ケア推進会議が行われています。港区に相応しいシステムの推進に関する事項を協議する場として、医療・介護・福祉・学識経験者等の地域の関係機関や関係者で課題について意見交換を行い、今まで3回開催されすべて傍聴しました。数ヶ月から半年に一度の推進会議ですが、その3回目で、ようやく港区の目指している方向性が『退院支援』であると私は感じ取りました。医療機関の地域連携室が実施するような支援を行政が行うのか、退院後の在宅医療・在宅療養を支援するよう多職種間の情報伝達手段の確立を支援するのか、まだ内容は明確にされていません。

そのような状況の中で、本年7月に厚生労働省主導で地域包括ケアや地域共生社会に関する検討が行われ、今まで漠然とした概念の中に少しの方向性が見えてきました。高齢者のほか、障害者や子供などすべての人々が含まれることになり、そして地域共生が更に重要視され、対象者ごとの福祉サービスを縦割りからまるごとに変換すると指針が出ました。港区であれば、支所管轄エリアのような地域単位での包括サービスを提供するという事です。つまり、武井区政12年の大きな成果のひとつとされる支所改革制度が、新しいシステム構築の基盤となっていたということが大きなアドバンテージであるとわかりました。

がんや認知症、また骨折のような外傷等、急性期、治療期、慢性期、リハビリ、必要であれば介護と、年齢は関係なく大多数は医療対応から地域包括のフローは始まります。地域包括ケアの本格運用の少し前、平成29年度に開始されるみなと在宅緩和ケア支援センター業務においては、みなと保健所が中心となって長期に渡り関係各所と協議を重ね、がん領域における地域医療フローが確立されつつあると聞いています。みなと在宅緩和ケア支援センターと地域包括ケアは重複する部分が多くあり、停滞させず協働を更に進めていくべき案件だと思われます。庁内を含めて多方面に渡り協働する目的で地域包括ケア担当課が設立され全力で応援してきました。

来年4月には本格活用前のトライアルとしてモデル事業を開始しなければならないことを踏まえ、質問いたします。現時点での地域包括ケアシステム構築の推進方法及び、加速の可能性に関して区長の見解をお聞かせください。

次に施設整備に伴う用地取得についてです。

人口が増加している港区において、施設整備に伴う用地の取得拡大は緊急の課題と位置付けられています。保育用地や高齢者施設用地、区立小中学校の新設や建て替えに伴う仮校舎の確保を考えていく中で、港区内の土地には限界があります。その限られた土地の中でどのように対応していくのかをたくさんの区民のみなさんが疑問に感じていること、それが用地確保について今まで幾度となく議会で取り上げられてきた理由です。

今後20年は人口が増加し続けるという予測もあり、東京2020大会もあることから地価が高騰し、不動産物件の売買も少なくなっているのが現状です。現在、港区内にある未活用の国有地及び公有地は多く残っていない上、購入を持ちかけられても活用しにくい広さや場所であったり、購入したくても断られたりと、残された国公有地の取得に関しては先がみえにくい状況です。

港区は需要予測を踏まえて公共施設用地として活用できる土地は先行的に確保するとされていますが、積極的に購入が進んでいない状況を鑑みると、港区が港区内に必要な事業を実施するための場所を確保すらできないのはあまりにも異様な状況であると言わざるを得ません。

今の港区に残されている広い土地は無いに等しいです。あったとしても法律を含めて購入のルールが定められており、港区財産価格審議会による評定額での交渉ではマンション建設や大規模開発を目的とした民間デベロッパーと競り合っただけで土地の確保はできません。保育園の待機児童問題ひとつとっても同じ課題があります。私立の認可や小規模園を誘致する方策を進めるにも、事業者自らが土地を探し、見つけれられた不動産物件の広さによって認可か小規模かの選択を迫られます。0歳から5歳まで保育が可能な認可園の目安となる400平米の広さの物件さえ見つけることが厳しい中で、民間ができないことを行政ならではの方法で検討することが求められています。

土地あらばオフィスビルやマンションが建設され、隙あらば駐車場が作られている中で、既存の区有施設を活用する計画へシフトしたとしても需要と供給には限界があります。将来的には区内にある公園すべての敷地すら半分になってしまうのかもしれない。そのくらいの危機感を私は持っており、同様に感じている区民のみなさんも少なくありません。

そこで質問いたします。今後20年は人口が増加し続けるという予測もあり、東京2020大会による地価が高騰する中で、区が必要とする施設整備に伴う用地確保をどのように行うのでしょうか。区長の見解をお聞かせください。

最後に外国人観光客の商店街への取り込みについてです。

数年前に外国人観光客数が初めて1000万人を超え、昨年の平成27年度では2000万人を超えました。これから4年以内にラグビーW杯や東京2020大会を控え、外国人観光客は今後も増加すると期待されています。その中で政府は2020年までに年間の外国人観光客を倍増の4000万人にする目標を掲げました。人口減少等により縮小しつつある国内消費を海外からの観光客に促進してもらい、観光業以外にも経済活動を推進してもらわなければならないという少し残念なことでもあります。しかし共存していくために私たちも時代とともに変化に対応できるようにならなくてはなりません。

外国人観光客をターゲットにした購買を更に推奨していくため、国はいくつかの法改正を行いました。輸出物品販売場制度の改正に伴い、平成26年10月から免税対象物品の範囲が拡大され、飲食料品、医薬品、化粧品などの商品が追加されました。平成27年4月からは免税販売手続きを専門事業者に代理できる制度が創設され、今年平成28年5月からは免税販売の対象となる購入下限額が引き下げられ、更に免税手続きカウンター制度の利便性も向上されています。

岡山市の商店街が全国で初めて免税手続きカウンターを導入したのを皮切りに、今では全国10ヶ所以上の商店街で委託型の免税手続きカウンターの設置が増え、新しい客層の取り込みを目標とした取り組みが検討され始めているところです。

日本における商店街は、ショッピングモールでもなくマーケットでもなく、観光客相手のお土産が陳列するだけではなく、独特の日本生活文化・生活様式がそこにあります。外国人観光客の増加と消費額の急増に、この数年でインバウンド対策が急速に取られるようになりました。

いわゆる爆買いと言われるような大きな購買力を持った観光客に向けたビジネスを百貨店や量販店を中心に行われてきましたが、同様の取り組みは小規模店舗の集合である商店街には難しいものがあります。

しかしここ最近ではその爆買い動向も落ち着きを見せてきており、短期集中・流行型からようやく長期安定・共存型への策が求められてくると考えます。そこで質問いたします。免税手続きカウンターはひとつの例ですが、これからも外国人観光客の堅調な増加が予想される中で、外国人観光客の需要に対応することも商店街にとって重要な視点です。今後そのような視点に対しどのように支援をしていくのかを含め、区長のお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

答弁（武井雅昭 区長）：

ただいまの自民党議員団の小倉りえこ議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、がん対策・健康対策の推進についてのお尋ねです。まず、区が目指す在宅緩和ケア支援センターについてです。

在宅緩和ケア支援センターは、がん患者とその家族が住み慣れた地域で治療の効果を上げ、可能な限り質の高い生活を送れるように支援を行うために、広く区民に開かれた在宅緩和ケアの拠点として、整備するものです。行政が設置するこの在宅緩和ケア支援センターは、がんと診断された当初から相談に応じるとともに、患者のニーズに応じた生活支援や、在宅療養を支える介護などの行政サービスに迅速に繋ぐ支援を行います。また、がん患者とその家族、医療・福祉関係者等が交流できる場や、がん患者への癒し、憩いの場を提供することにより、がん患者の不安、苦痛を軽減し、在宅での療養生活を支えます。これらにより、一人ひとりのがん患者の方に適した支援を提供してまいります。

次に、医療・福祉機関や研究機関、企業との連携の進め方と効果についてのお尋ねです。

在宅緩和ケア支援センターでは、がん患者とその家族の療養生活を支えるため、緩和ケアに関する、在宅療養と病院との切れ目のない体制の構築や人材の育成等を行うこととしています。区はこれまで、区内の医療機関等に働きかけ、がん患者の療養病床の確保や、医療、福祉等の専門職を対象とした研修に取り組んでまいりました。今後は、研究機関や企業の協力を得て、がんに関する講習会等による啓発や、がん患者に適した医療用かつら、補正下着などに関する相談等、外見支援にも取り組んでまいります。

次に、区内民間企業への啓発及び民間活力の活用についてのお尋ねです。

厚生労働省の調査によりますと、がんにかかった勤労者の約30%が依願退職し、約4%が解雇されたとの報告があります。就労可能ながん患者やがん経験者が、職を失うことなく、療養や社会生活を続けていくためには、離職予防や職場復帰についての企業の理解と協力が不可欠です。区は、現在、産業保健師等の職能団体との意見交換を通じて、企業の現状把握に努めるとともに、がん対策に関わる情報の提供を行っております。今後もより一層、企業の取組やニーズを把握し、啓発してまいります。また、区民の健康づくりやがん予防を効果的に行うためには、企業が有する専門的な情報や、ノウハウを活用することが有用です。区は、今年度実施する「がんに関する区民意識調査」の結果も踏まえ、民間企業の活力を活用し、地域におけるがん予防の啓発等を充実させてまいります。

次に、東京2020(二一ゼロ二一ゼロ)オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた健康対策を推進するための庁内連携についてのお尋ねです。

区は、東京2020大会に向けて、スポーツ振興や文化振興をはじめ、バリアフリー化、観光振興など、幅広い分野において様々な取組を全庁横断的に進めるために、「港区2020東京オリンピック・パラリンピック推進委員会」を設置し推進しております。健康対策につきましても、推進委員会のもと、庁内連携によって着実に推進してまいります。

答弁（武井雅昭 区長）：続き

次に、健康危機管理対策への対応についてのお尋ねです。

オリンピック期間中は国内外から多数の来街者があることから、大規模食中毒や輸入感染症の発生などが想定されます。東京都は感染症対策などの検討を進めており、区も協力しているところです。区としては、これまで取り組んできた区民や事業者への啓発を一層強化するとともに、健康被害の未然防止に向け、飲食店への指導強化や定期予防接種率の向上を図ります。また、区独自の感染症サーベイランスシステムや蚊の調査などを強化して、感染症の早期探知に取り組むほか、患者発生時には、外国人への対応も含め、患者搬送や調査が円滑に行えるよう、病院や消防署、警察署、ホテルなどとも連携して、検討を進めてまいります。

次に、地域包括ケアシステムについてのお尋ねです。まず、2025年・2035年問題を踏まえた地域包括ケアについてです。

港区の人口推計では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に65歳以上の高齢者人口は47,370人であるのに対し、10年後の2035年には58,885人まで増加するものと見込んでおります。今後増加する高齢者が、要介護状態にならないよう、地域における介護予防や健康づくり活動を充実し、いつまでもいきいきと暮らせる港区を実現してまいります。また、医療が必要になった際には、安心して在宅療養が続けられるよう、地域の医療、介護関係者との連携を進め、切れ目なく医療と介護が提供される体制を構築してまいります。

次に、地域包括ケアシステム構築の推進方法と加速の可能性についてのお尋ねです。

区は、区内の医療・介護等の有識者で構成する「港区地域包括ケアシステム推進会議」を設置し、港区らしい地域包括ケアシステムの構築に向けた課題について協議しております。今後、具体的なモデル事業の内容や、検証結果などについても当会議でご意見を伺ってまいります。また、庁内に総合支所も交えた横断的組織を設置し、推進会議での議論を踏まえ、より地域の実状に即した検討を行っております。29年度から実施いたしますモデル事業が30年度からの本格実施につながるよう、精力的に取り組みを進めるとともに、地域包括ケアシステムが確実に構築できるよう取り組んでまいります。

次に、施設整備に伴う用地取得についてのお尋ねです。

国公有地は、その関係部署と密に連絡を取りながら、積極的に情報提供を求めています。また、民有地については、区有施設の隣接地などを中心に動向を常に把握するため、情報収集に努めております。こうした活動をもとに、公共施設用地として柔軟に利用できる用地は、先行的な確保も含め、機会を逃がさぬよう取得しております。今後も、より一層の需要予測と活用可能用地・施設の情報収集に努め、更に施設建設に当たっては、合理的な計画により、複合化や異なる施設間での機能共有を図るなど、これまで以上に区有地の有効活用を進めてまいります。

答弁（武井雅昭 区長）：続き

最後に、外国人観光客の商店街への取り込みについてのお尋ねです。

区は、商品メニューの多言語化に加え、昨年度から、日本独特の商品の魅力を英語で紹介する各商店の取組を支援しております。また、本年度は、商店街に対して免税手続カウンターやWi-Fiの整備、多言語マップの作成など、商店街が、外国人観光客を受け入れるための環境整備に要する経費の助成も開始いたしました。今後も、観光ボランティアガイドによる商店街ツアーの実施や、日本の文化や風習、マナーの体験に役立つガイドブックや、外国人観光客の多様な背景への理解を深めるハンドブックの作成などを通じて、外国人観光客に商店街の魅力を伝え、回遊を促し、その購買力を商店街での消費につなげてまいります。

よろしくご理解ほどお願いいたします。

教育にかかわる問題については、教育長から答弁いたします。

答弁（小池眞喜夫 教育長）：

ただいまの自民党議員団の小倉りえこ議員のご質問に順次お答えいたします。

区立小・中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育のなかの健康教育についてのお尋ねです。

全ての区立幼稚園、小・中学校は、オリンピック・パラリンピック教育を教育課程に位置付け、実施しております。

子ども達は、学校にお招きしたアスリートから夢に向かって日々練習を積み重ね、体力を高めたり、健康管理に気を配ったりする話を直接聞くことで、心と体の健康についての理解を深めております。今後も、オリンピック・パラリンピック教育を好機と捉え、心の健康やけがの防止、病気の予防なども含め、幅広く創意工夫を凝らした教育活動を展開することにより、子ども達の健康の保持増進と体力の向上を図ってまいります。

よろしくご理解ほどお願いいたします。